

□本市の地理と通学区域の面積について

合併前の田無市は全国で4番目に小さく、保谷市は10番目に小さい市であった。

合併後の面積は15.75 km²で多摩26市中15位であり、人口は5位、人口密度は2位となっている。また、小学校区の面積（市の面積を単純に学校数で割り返した数値）は、多摩26市中最も狭く、中学校区の面積は、3番目に狭く、通学区域の面積は他自治体と較べるとコンパクトになっている。

西東京市は合併市という特殊性があり、合併により近接となった学校があるほか、児童数の増加に伴い近接地域に小学校が設置されているケースもあった。

大規模工場跡地の開発による児童生徒数の増の影響は現在もあり、UR跡地の開発のほか、農地から宅地となっている地域も散在しており、児童生徒数は近年ピークを迎え、今後緩やかに減少に向かう見込である。

本市の人口はこれまで増加傾向が続いてきているが、人口構造をみると少子高齢化は着実に進行しつつあり、将来的には人口減少が見込まれる。社会情勢や自然環境の変化、社会インフラの老朽化など複雑な変化に対応していくことが必要となっている。

□学校を核とした地域力強化プラン（文部科学省）

少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもたちを取り巻く地域力が衰退。各地域が抱える課題は様々であり、各地域の課題に応じた取組が必要。

「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働による取組が必要不可欠。
⇒学校を核として、人づくり・地域づくりの好循環を創出⇒地域の教育力の向上⇒一億総活躍社会、地方創生を実現

□学校選択制度の実施（H31.3 西東京市教育計画）

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施。この制度は、保護者や子どもたちの希望に応えるとともに、特色ある教育・学校づくりにつながる取組である。学校規模や教育環境等に影響がないよう、引き続き、適正な受入れ枠の設定に努めるとともに、学校選択制度の今後の在り方についての検証を行う。

□就学に関する諸制度の対応（R2.6 西東京市学校施設適正規模・配置検討懇談会報告書）

西東京市では、学校選択制度を導入して15年以上経過している。最寄りの学校に通える、希望する部活動のある学校に通えるなど意見がある。一方で「①住宅開発に伴う児童・生徒数の増加による教室不足」、「②児童・生徒数の増加による学校運営への影響」、「③生徒数の減少に伴う学校運営及び部活動への影響」、「④風評による児童・生徒数の増減」、「⑤児童・生徒数の見通しが立てにくくなる」など、学級編制や教員の体制面における課題が生じており、学校運営への影響を配慮していく必要があると考える。

□人間関係等に関する不安について

入学前に入学予定校に不安な気持ちなどを伝えていただき、どうしていくか学校と情報の共有を図っていただいている。また、入学後にお悩みなどがある場合は、臨床心理士の資格のあるスクールカウンセラーの相談のほか、教育委員会の教育相談も利用していただいている。

□通学面（距離、安全性）について

通学路を含め、安全に通行できる道を確認して通学していただく。道路の開通等により交通環境が変化している地域は道路管理者と警察と協議しながら、安全対策を講じてきている。通学路の安全対策については、以下のような取組が挙げられる（文部科学省交通安全業務計画より）。

○安全な道路交通環境づくり

- ・通学路合同点検の実施や対策の改善、充実等の継続的な取組を実施
- ・道路交通実態に応じ、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進

○交通安全教育の徹底

- ・幼児児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に実施
- ・家庭における指導が学校教育と一体になって、初めて事故を防止することが可能（交通安全に関し両親が子供の模範となるよう交通ルールを守った行動を実践するとともに、子供に対するしつけを徹底）

○交通安全指導の理解と協力

地域学校協働活動やPTA活動を通じ、学区内の運転者に対して安全運転、特に子供の交通事故の防止に留意するよう働きかけるとともに、保護者自身の交通安全に係る意識の向上等が図られるような取組に努める。

□本市における学校選択制度の現状について

住宅開発等による児童生徒数の増減があり、受入枠の設定は一律ではない。昨今では、児童生徒数、学級数の増などにより受入枠をゼロにしている学校がある。なお、小学校は、通学の利便性や子どもの友人関係での選択の割合が高く、自宅からの距離以外には、駅から近いなど利便性の高い地域の学校を希望されるケースが比較的多い傾向がこれまでにあった。また、中学校は小学校の主な選択希望の理由以外に部活動が加わっている。

受入枠の設定が年度によってばらつきがあり、公平性がとれなくなっている。受入枠が設定されたとしても、枠を超えた場合、抽選となるため、全員の希望を叶えることができるわけではない。

【令和4年度入学の学校選択の受入枠の設定状況】

小学校	設定していない学校（7校）：田無小、保谷小、保谷一小、向台小、栄小、東小、けやき小 5人以下に設定（8校）：保谷二小、谷戸小、中原小、碧山小、谷戸二小、柳沢小、本町小、住吉小 5人を超えて設定（3校）：東伏見小、芝久保小、上向台小
中学校	設定していない学校（2校）：田無一中、田無四中 30人以下に設定（4校）：保谷中、田無二中、ひばり中、青嵐中 40人で設定（3校）：田無三中、柳沢中、明保中

□学校選択制に関する主な意見等（文部科学省資料より）

- 保護者の学校教育への関心が高まった、子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった、選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた、学校の方針等を積極的に発信するようになったといった声がある。
- 通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題、学校と地域との関係の希薄化、入学者が大幅に減少したことで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきたことなどが指摘されている。
- 学校選択を機に学校側も様々な努力をしているが、実態としては、保護者の学校選択の判断基準は、必ずしも各学校の教育活動の特色や教育方針に依拠しておらず、友人関係や学校の立地条件、生活指導上の問題があるかどうか、などが優先されてしまいがちであるという指摘がある。
- 学校を選択する場合には、選択した学校に対して、参加や協力をしていく責任も表裏の関係として期待されている。
- 学校選択制の中では、新生の数が入学直前まで予測できないことから、教員の配置等に支障が生じることがあるという指摘もあり、このような点についても教育委員会からの配慮が求められる。
- 学校の「特色」の中には、部活の指導者のように、特定の教員の力量に依っている場合もあるが、いつまでもその教員を当該校に留め置けるわけではない。
- 学校が選ばれる理由として、学校側の努力だけでは改善できないような、通学の利便性や学校の立地条件などで選ばれている面もある。学校の適正配置に関する議論と通じるが、学校選択制の導入の検討にあたっては、各地域の交通事情などを慎重に考慮することが必要である。